

# 国公立大学陸上競技連盟規約

## 第 1 章 総 則

- 第 1 条 (名称) 本連盟は国公立大学陸上競技連盟と称する。
- 第 2 条 (目的) 本連盟は対校陸上競技大会を主催し、加盟校の陸上競技部の発展および部員相互の親睦を図ることを目的とする。

## 第 2 章 組 織

- 第 3 条 (組織) 本連盟は国公立大学の加盟を持って組織する。
- 第 4 条 (常任幹事校) 群馬大学・埼玉大学・東京学芸大学・横浜国立大学・一橋大学・東京都立大学・東京工業大学の 7 校を常任幹事校とする。
- 第 5 条 (加盟資格) 本連盟に加盟できる大学は国立大学および公立大学とする。
- 第 6 条 (加盟手続き) 本連盟に新たに加盟しようとする大学は、会長・副会長及び幹事会、代表委員総会・理事会での承認を得なければならない。
- 第 7 条 (脱退手続き) 本連盟を脱退しようとする大学は、脱退理由を明記し脱退届を提出しなければならない。会長・副会長及び幹事会、代表委員総会、理事会での承認を経て脱退が認められる。

## 第 3 章 役 員

- 第 8 条 (役員構成) 1. 本連盟の役員を以下の通りとする。
- ① 会 長 1 名
  - ② 副会長 若干名
  - ③ 理 事 各校 1 名
  - ④ 顧 問 若干名
  - ⑤ 幹事長 1 名
  - ⑥ 秘 書 1 名
  - ⑦ 会 計 1 名
  - ⑧ 幹 事 若干名
  - ⑨ 代表委員 各校 1 名
  - ⑩ 秘書補佐 若干名
- 第 9 条 (役員選出) 役員選出は以下の通りとする
- ① 会長および副会長は理事会により選出し、総会において決定する。
  - ② 理事は加盟校により各校 1 名選出する。
  - ③ 顧問は会長がこれを委嘱する。
  - ④ 幹事長は幹事会により選出し、会長がこれを任命する。
  - ⑤ 秘書、会計は幹事会の互選により、幹事長が任命する。

⑥幹事及び秘書補佐は常任幹事校より幹事長が任命する。

⑦代表委員は加盟校より各校一名選出する

- 第10条（役員の職務）
1. 会長は本連盟の業務を総括し、本連盟を代表する
  2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した副会長 がその職務を代行する
  3. 幹事長は本連盟の業務を総括管理し、幹事会を代表する。
  4. 秘書は幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときはその職務を代行する。
  5. 会計は財産管理並びに会計事務を掌握する。
  6. 幹事及び秘書補佐は常務を分掌し遂行する
  7. 代表委員は代表委員会を構成し、本連盟の重要事項について審議決定する
  8. 顧問は幹事会の諮問に応ずる。顧問に対して本連盟は、連盟のあり方や運営についての示唆や助言を求めることができる
  9. 理事は理事会を構成し、本連盟の重要事項について審議する。

- 第11条（役員の期間）
- 各役員は代表委員総会において決定し、その任期は1ヵ年とする その任期は翌年の1月1日より12月31日までとする。ただし、役員の再任はこれを妨げない。

#### 第4章 会 議

- 第12条（会議の種類）
- 本大会は以下の会議を置く。

- ①代表委員総会
- ②幹事会
- ③理事会
- ④その他の会議

- 第13条（代表委員総会）
- 代表委員総会は本連盟の最高議決機関とし、対校競技会に前後して行う。

- 第14条（幹事会）
- 幹事会は幹事長が必要に応じて招集し、本連盟の重要事項を 処理し本連盟運営の責にあたる。

- 第15条（理事会）
- 理事会は会長が必要に応じて招集し、本連盟の重要事項を審議する。（基本的には大会実施期間に開かれる

- 第16条（会議の成立）
- 会議は委任状を含む過半数の出席をもって成立する。

- 第17条（会議の議決）
- 会議は出席者の過半数を持って決定する。可否同数の場合、議長の決するところによる

#### 第5章 会 計

- 第18条（会計）
- 本連盟の経費は以下の収入により支出する。

- ①加盟校分担金
- ②その他

第19条（会計年度） 本連盟の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

## 第6章 補 足

第20条（規約の改正） 本規約の改正は代表委員総会において出席者の3分の2以上の 同意を受け決定する。

第21条（出場資格） 対校競技会の出場資格は加盟校の学生及び大学院生で、日本陸上競技連盟の登録者に限る。

第22条（細則） 対校競技会の施行について必要な事項に関する細則は別に申し 合わせ事項として定める

第23条（事務局） 事務局については当分の間特に定めない。

第24条 本規約は平成28年9月21日より施行する

平成元年10月21日制定

平成6年10月24日改定

平成21年8月31日改定

平成28年9月21日改定